



最高裁秘書第1731号

平成30年4月25日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

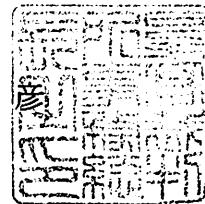
諮問番号 平成30年度（最情）諮問第3号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成30年4月23日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成30年4月23日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、

ア 本件対象文書は69年も前の文書であるから、不開示部分の全部が不開示情報であるとは限らない旨、

イ 「第二小法廷の判決に関する問題について」の不開示部分を公にしたとしても、69年も前の話であるから、人事管理事務に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないから、行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第6号ニに該当しない。また、仮に法第5条第6号ニに該当したとしても、昭和24年7月16日発生の最高裁判所誤判事件に関する最高裁判所裁判官会議における討議内容が記載されていると思われることから、公益上の理由による裁量的開示とすべきである旨、

各主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

昭和24年10月17日の最高裁判所裁判官会議の議事録

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成30年3月16日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 1の(2)のうち、アに関する事項については、以下のとおりである。

(ア) 最高裁判所裁判官会議の議長である最高裁判所長官及び秘書課長の署名及び印影は、いずれも法第5条第1号に規定する個人識別情報に相当する。裁判官会議の議事録の署名及び印影は、職務の遂行に係る情報であるが、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有しており、そのような署名及び印影を公にすれば、これを偽造され悪用されるなどして、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、これらについては、公にすると特段の支障の生じるおそれがあるため、約69年前に作成された文書であることを踏まえても、法第5条第1号ただし書イに相当せず、同号ただし書ロ又はハに相当する事情も見当たらない。

(イ) 昇給対象となった裁判官の氏名等、死亡した裁判官の氏名等、採用が取り消された司法修習生の氏名、裁判所事務官の氏名等及び「第二小法廷の判決に関する問題について」の氏名や議事の記載は、いずれも法第5条第1号に規定する個人識別情報に相当する。これらについては、約69年前に作成された文書であることを踏まえても、法5条1号ただし書イに相当せず、同号ただし書ロ又はハに相当する事情も見当たらない。

イ 1の(2)のうち、イに関する事項については、以下のとおりである。

対象となる不開示部分については、本件議事録に記載された裁判官会議決定に至る経緯等が記載されており、約69年前に作成された文書であることを前提にしても、これを公にすると、非違行為に関する調査手法等を明らか

にすることとなり、あらかじめ関係者が準備するなど正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、今後的人事管理事務に支障を及ぼすおそれがある（法第5条6号ニ）。

また、同不開示部分は、いずれも裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第4に定める裁量的開示を行うべきものには当たらない。

ウ よって、本件対象文書を一部不開示とした原判断は相当である。